

高岡地区乗合タクシー運行協議会 運行計画 <変更案>

1. 利用者運賃の支払い方法（運行計画内の文言変更）

（旧）

利用者運賃は乗車券等の発券は行わず原則、現金払いとし、1乗車ごとに乗務員に支払うものとする。また、クレジットカードやタクシー券等での支払いはできないものとする。ただし、事業受託者の同意が得られればニモカカードでの支払いも可能とし、現金払いと同じ扱いとする。

（新）

利用者運賃は乗車券等の発券は行わず原則、現金払いとし、1乗車ごとに乗務員に支払うものとする。また、クレジットカードやタクシー券等での支払いはできないものとする。ただし、事業受託者の同意が得られれば交通系 IC カード、乗合タクシー割引券での支払いも可能とし、現金払いと同じ扱いとする。

《変更理由》

- ・ 現事業受託者の同意により利用可能な交通系 IC カードの範囲が拡充されることとなった（nimoca, Suica, SUGOCA, はやかけん）ため、nimoca カードに限定しない記載へと変更する。
- ・ 下記『2. 利用促進事業の実施』に伴い、乗合タクシー割引券での支払いも可能とするため変更する。

2. 利用促進事業の実施（新規追加）

運行実施計画書に下記の項目を新たに追加

運行協議会は事業受託者と協議のうえ利用者の利用促進事業を適宜実施する。

事業内容については細部計画「14.利用促進事業内容」のとおりとする。

（事業内容）

①乗合ポイントカード制度。2名以上での乗合時にポイントカード利用者に対して1ポイントを付与する。10ポイント貯まったポイントカードは、次回利用時に100円の乗合タクシー割引券として使用できるものとする。なお、割引券の有効期間や利用方法については、事業受託者と協議の上、決定することとする。

②運行周年記念事業。10月に期間を定めて、9月末時点の登録者へ乗合タクシー割引券(100円券5枚綴り)を配布するほか、乗合ポイントカードのポイント2倍キャンペーンを実施する。

なお、割引券の有効期間や実施期間については、事業受託者と協議の上、決定することとする。

《追加理由》

- ・ 現在、試験的に導入している乗合ポイントカード制度について、利用者からの声や利用実績をもとに令和3年度より本格導入するため記載を追加する。
- ・ 登録者のさらなる利用促進を図るため、毎年10月に実施する周年記念事業に運賃の割引に関する項目を追加する。

